業務委託契約書

　　　　　　　（以下「甲」という）と　　　　　　　　（以下「乙」という）甲と乙は以下の通り契約（本契約）を締結するものとする。

第1条（業務委託の内容）

甲が日々行う業務において対応しきれない介護業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

第2条（受託者の責務）

１、乙は、本件委託業務を善良なる管理者の注意をもって行うものとする。

２、乙は、甲からの求めがある場合には本件委託業務の進行状況その他甲が報告を求める事項に関して、遅滞なく甲に報告しなければならない。

３、乙が本件委託業務に関して作成又は受領した報告書などの所有権は全て甲に帰属する。

第３条（業務委託料）

1. 本件委託業務の対価は、1日(実働7時間)金　25000￥（消費税み）又は

３時間（食事介助＋誘導に伴う移動移乗介助）金12000円とする。

２、甲は乙に対し、前項に定める対価を毎月　日までに、乙が別途指定する銀行口座に振り込む方法により支払う（振込手数料甲負担）

第４条（実費負担）

本件委託業務の遂行に伴う交通費、宿泊費その他の諸経費等の実費は甲の負担とする、

当該実費は、原則として乙が立て替え払いをし、事後に請求書を甲に提出する事とし、

乙への支払い方法は前条に準ずるものとする。

第５条（有効期間）

１、本契約の有効期間は、1年とする。

２、本契約の期間満了の１か月前までに、いずれの本契約当事者からも書面による何かしらの意思表示もない場合、本契約は同じ条件でさらに１年間延長されるものとし以降も同様とする。

第6条（振替委託）

　甲・乙いずれにおいて急遽止むを得ない事情により契約通り履行されない場合、

その可能性が生じた側が電話連絡を行う事とし、後日に振替日時を調整する。

第7条（中途解約）

本契約の期間中においても、甲又は乙は１か月以上の予告期間をもって書面で通知する事により、本契約を解約することができる。また、乙はかかる事前予告通知をしない場合であっても、１か月分の業務委託料を支払う事により、本契約期間中であっても本契約を即時に解約する事ができる。

第8条（再委託の禁止）

1. 乙は甲の事前の書面による承諾なく、本件委託業務の全部又は一部を第三者に再委託することはできない。
2. 前項の承諾を得て乙が第三者に本件委託業務の全部または一部を再委託する場合、乙は当該第三者との間で再委託に係る契約を書面により締結しなければならない。
3. 乙は再委託先を管理監督するとともに、それらの業務の実施に係る一切の行為に関して乙がしたものと同じく、甲に対して一切の責任を追う。

第9条（秘密保持）

甲及び乙は本契約に関連して知り得た他の当事者の技術上・経営上の一切の秘密を

他の当事者の書面による承諾がない限り、第三者に漏洩または開示してはならない。

第10条（協議）

　本契約に定めていない事項については、甲乙協議の上さだめるものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通作成し各自記名捺印の上、

各一通を保有する。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　「甲」

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　企業名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　「乙」

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　企業名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　　㊞